

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月10日

【四半期会計期間】 第104期第2四半期
(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 大野 哲嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 大野 哲嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第103期 第2四半期 連結累計期間	第104期 第2四半期 連結累計期間	第103期
会計期間		自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
営業収益	(百万円)	38,989	36,620	82,700
純営業収益	(百万円)	38,203	36,037	81,374
経常利益	(百万円)	12,929	10,062	28,524
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	8,498	7,855	18,499
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	8,872	6,963	22,178
純資産額	(百万円)	147,582	155,595	157,351
総資産額	(百万円)	509,617	611,275	458,106
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	31.96	29.56	69.51
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	31.87	29.52	69.33
自己資本比率	(%)	28.4	25.1	33.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	25,119	4,256	37,746
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,075	395	2,214
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,324	17,098	18,937
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	67,449	43,679	56,039

回次		第103期 第2四半期 連結会計期間	第104期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	15.89	10.20

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社20社及び関連会社5社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針及び見積りが、四半期連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定し、市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティー、契約期間等を基に算出した現在価値により算定しております。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

(2) 当第2四半期連結累計期間の経営成績

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、緩やかながらも回復傾向が続きましたが、中国やその他新興国経済の減速により回復のペースが鈍化し、総じて弱めの動きとなりました。個人消費は、雇用・所得環境の緩やかな回復や猛暑効果の恩恵により、若干持ち直しの動きとなったものの、食品価格の上昇や8月の株価下落の影響を受けて消費マインドの低下がみられました。設備投資は、景気の回復力が弱まる中、下振れ気味となりました。

海外経済は、全体としては緩やかに回復しているものの、新興国を中心に減速感が強まりました。米国では個人消費を中心に緩やかな拡大傾向を維持していますが、ドル高と原油安が重荷となり製造業では弱い動きもみられました。欧州では欧州中央銀行による金融緩和効果により経済はやや回復傾向となりました。中国経済は、過剰資本ストック等の構造調整圧力から当初の想定を上回る減速となりました。

株式市場では、日経平均株価は4月に19,100円台で始まった後、海外投資家による買いが継続し6月24日に一時21,000円に迫りました。しかし、中国やその他新興国をはじめとする世界景気の減速懸念から海外投資家による売りが増加し8月以降は急反落、9月に一時17,000円を割り込んだ後、9月末は17,388円で取引を終えました。4～9月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆9,705億円となり、前年同期の2兆602億円を上回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年物日本国債利回りは、4月に0.4%台で始まった後、日本銀行が追加金融緩和に踏み切るとの観測から一時0.28%台まで低下しました。しかし、その後は日本銀行の追加金融緩和が見送られたことや米国の利上げ観測により米国長期金利が上昇したことに伴い、6月に一時同利回りは0.545%まで上昇しました。その後、世界的な株安によるリスク回避の動きや、米国が利上げを先送りすると観測が高まったことから再び同利回りは低下、9月に一時0.320%をつけた後9月末は0.350%で取引を終えました。

為替市場では、上記の金利動向等を受けて6月にドル高円安が進み1ドル=125円台となりましたが、米国の利上げ観測の後退に伴い8月に一時116円台をつけた後9月末は119円台で取引を終えました。

当社グループは、経営計画「Ambitious 5（アンビシャス ファイブ）」を平成24年4月にスタートさせ、平成26年度以降を同計画のセカンドステージとして位置づけ、より進化した施策を推進しております。

同計画のセカンドステージでは、基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡充等を図り、独自性ある総合金融グループとして、「Leading Player in ASIA(リーディング プレイヤー イン アジア)」となることを目指しております。

当社グループの中核である東海東京証券株式会社では、個人営業部門において、「安定収益重視型営業」、「顧客セグメント別マーケティング戦略」に加え、「顧客採算を重視した営業」を引き続き推進しております。

同計画に基づくアライアンス戦略の一環として、4月にマレーシアにおいてユニバーサルバンクを展開する同国独立系最大手の投資銀行、K & Nケナンガ・ホールディングスと業務提携し、5月には資本出資いたしました。この業務提携は、両社が戦略的パートナーシップの下、それぞれのお客様のためのサービス拡充に必要な情報収集力の強化、商品提供力の拡大等を目的としております。

一方、国内におけるアライアンス戦略においては、株式会社西日本シティ銀行との合併会社である西日本シティTT証券株式会社が6月に行橋支店を開設いたしました。

また、多様化かつ高度化するお客様のご要望に応える体制を整えるべく、当社グループ内に分散する相続や税務等に係る情報提供機能を東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社（5月に東海東京SWPコンサルティング株式会社から商号変更）に集約いたしました。東海東京証券株式会社のお客様のみならず、提携合併証券会社や関係金融機関のお客様に対しても、高度なソリューションや総合的なコンサルティングの提供を行っております。

女性の活躍推進につきましては、育児等と就業の「両立支援」と女性の「成長支援」の両輪で施策を展開するとともに、女性管理職比率向上に向け、数値目標及び行動計画を策定するなど、積極的に取り組んでおります。こうした取り組み等により、東海東京証券株式会社は、1月に名古屋市より受賞した「名古屋市女性の活躍推進企業認定（優秀賞）」に加えて、9月に愛知県より「女性の活躍企業」（愛称：あいち女性輝きカンパニー）の認証を受けました。

当社グループは、地域貢献の一環として、ホームマーケットである中部地区に拠点を置くJ1リーグの「名古屋グランパスエイト」とオフィシャルパートナー契約を締結いたしました。同クラブの「地域のスポーツ振興」や「地域の活性化」への取り組みを当社グループも地域密着、地域貢献を目指す企業として支援するものです。

アジア地域においては、平成25年11月、大型台風により被災したフィリピンに当社の提携先であるメトロバンク・グループ及び国際NGOを通じて義援金を拠出しましたが、本年6月に同国レイテ島の小学校において、当社寄贈の新校舎が落成し、引渡されました。

なお、東海東京証券株式会社において、ホームマーケットである中部地域を中心に地域貢献活動を積極的に推進するため、10月に「CSR推進部」を設置いたしました。

当社グループは、10月に「東海東京フィナンシャル・グループ誕生15周年」を迎えました（平成12年10月、東海丸万証券株式会社と東京証券株式会社の合併により東海東京証券株式会社が誕生いたしました。）。

全てのステークホルダーの皆様への感謝の意を表するとともに、グループ丸となって経営計画「Ambitious 5（アンビシャス ファイブ）」の各種施策を遂行し、企業価値向上に邁進してまいります。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

受入手数料

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	9,236	9	221	0	9,468
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	104	197			301
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	40	8,701		8,743
その他の受入手数料	72	10	2,320	721	3,125
合計	9,414	257	11,243	722	21,638

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	8,542	15	567	0	9,126
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	71	161			232
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	1	19	6,440		6,460
その他の受入手数料	45	6	2,386	750	3,189
合計	8,660	202	9,393	751	19,008

当第2四半期連結累計期間の委託手数料は3.6%減少(前年同期増減率。以下、(2)において同じ。)し91億26百万円となりました。このうち株券については、東海東京証券株式会社における株式委託売買代金が5.5%増加し1兆9,192億円となったものの、個人投資家の売買減少により7.5%減少の85億42百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は23.0%減少し2億32百万円となりました。このうち株券については31.7%減少し71百万円となりました。また、債券については18.4%減少し1億61百万円となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は26.1%減少し64億60百万円となりました。このうち受益証券については、投資信託の販売額が減少したことから26.0%減少し64億40百万円となりました。

その他の受入手数料は2.0%増加し31億89百万円となりました。このうち受益証券の代行手数料は2.8%増加し23億86百万円となりました。

この結果、受入手数料の合計は12.2%減少し190億8百万円となりました。

トレーディング損益

区分		前第2四半期 連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期 連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
		株券等トレーディング損益 (百万円)	6,185
債券・為替等トレーディング損益 (百万円)	9,348	8,512	
合計	15,533	16,020	

当第2四半期連結累計期間の株券等トレーディング損益は、主に米国株式を中心とした外国株式の売買の増加により21.4%増加し75億7百万円の利益となりました。

また、債券・為替等トレーディング損益は、外貨建債券・仕組債の売買の減少等により8.9%減少し85億12百万円の利益となりました。

この結果、トレーディング損益の合計は3.1%増加し160億20百万円の利益となりました。

販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が提携証券からの外債販売の取次ぎ量の増加に伴う支払手数料の増加等から18.5%増加し63億22百万円、人件費は6.1%減少し128億円となりました。

また、不動産関係費は0.5%減少し29億73百万円、事務費は10.3%増加し32億87百万円となり、減価償却費は1.0%増加し9億19百万円となりました。

この結果、販売費及び一般管理費の合計は2.4%増加し275億89百万円となりました。

営業外損益

当第2四半期連結累計期間の営業外収益は2.6%減少し16億81百万円となりました。主なものは、投資事業組合運用益が194.9%増加し2億56百万円となる一方、受取配当金は25.3%減少し3億41百万円に、持分法による投資利益は4.1%減少し7億14百万円となりました。

特別損益

当第2四半期連結累計期間は、投資有価証券売却益で14億71百万円の特別利益を計上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は6.1%減少し366億20百万円、純営業収益は5.7%減少し360億37百万円となり、営業利益は24.9%減少し84億48百万円、経常利益は22.2%減少し100億62百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は7.6%減少し78億55百万円となりました。

(3) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は1,531億68百万円増加（前連結会計年度末比。以下、(3)において同じ。）し6,112億75百万円となりました。このうち流動資産は1,536億76百万円増加し5,690億4百万円となりました。主な増減は、預託金が89億円増加し351億67百万円に、トレーディング商品(資産)が474億41百万円増加し2,454億95百万円に、約定見返勘定(資産)が負債残高から資産残高となり206億40百万円増加し、信用取引資産が204億35百万円増加し591億94百万円に、一方、現金及び預金が122億60百万円減少し442億68百万円となりました。また、固定資産は5億7百万円減少し422億71百万円となりました。主な増減は、投資有価証券が売却等により4億91百万円減少し262億95百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は1,549億24百万円増加し4,556億79百万円となりました。このうち流動負債は1,568億1百万円増加し4,397億88百万円となりました。主な増減は、トレーディング商品(負債)が1,005億84百万円増加し1,707億10百万円に、有価証券担保借入金が598億77百万円増加し646億83百万円に、預り金が132億15百万円増加し376億84百万円に、一方、約定見返勘定(負債)が負債残高から資産残高となり109億1百万円減少し、1年内償還予定の社債が50億10百万円減少し326億90百万円となりました。また、固定負債は19億25百万円減少し154億53百万円となりました。主な増減は、社債が13億93百万円減少し47億10百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は17億56百万円減少し1,555億95百万円となりました。主な増減は、利益剰余金が25億22百万円増加し846億62百万円に、自己株式が取締役会決議による自己株式取得を行ったことにより27億80百万円増加(純資産は減少)し64億19百万円に、その他有価証券評価差額金が9億68百万円減少し30億10百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況等

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは42億56百万円のキャッシュの収入(前年同期は251億19百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が114億81百万円となり、前連結会計年度末に比ベトレーディング商品(負債)が1,005億84百万円、有価証券担保借入金が598億77百万円、預り金が132億2百万円増加したため、それぞれ収入となる一方、顧客分別金信託が93億円、トレーディング商品(資産)が474億41百万円増加したほか、約定見返勘定が前年度末109億1百万円の負債残高から206億40百万円の資産残高となり、それぞれ支出となったことに加え、法人税等の支払額36億12百万円によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは3億95百万円のキャッシュの収入(前年同期は10億75百万円の支出)となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入が26億51百万円となる一方、投資有価証券の取得による支出が10億22百万円となったほか、システム投資に伴うハードウェア及びソフトウェアの新規取得等により有形固定資産の取得による支出2億99百万円、無形固定資産の取得による支出4億64百万円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは170億98百万円のキャッシュの支出(前年同期は43億24百万円の収入)となりました。これは主に、社債の発行・償還の純増額が64億90百万円、自己株式の取得による支出が28億22百万円、配当金の支払額が53億33百万円それぞれ支出となったことによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末の残高は、前連結会計年度末より123億60百万円減少し436億79百万円(前年同期は674億49百万円)となりました。

資金需要

当社グループの資金需要は主に運転資金であり、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関連費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財産上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下の通りです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成24年度より経営計画「Ambitious 5」を推進しております。更に、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

更に、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間(第101期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第101期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権

決議年月日	平成27年8月24日
新株予約権の数(個)	1,092(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,092,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり927(注)2
新株予約権の行使期間	平成29年10月1日～平成32年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
- なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
- 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日		280,582,115		36,000		9,000

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	14,483,798	5.16
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市中区牛島町6-1	14,280,000	5.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	10,551,900	3.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	8,877,500	3.16
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	5,611,890	2.00
シーエムビーエル、 エスエーリ、 ミューチャル ファンド (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13)	5,468,800	1.95
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800,000	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.57
計		87,511,294	31.19

(注) 1 上記のほか、当社が所有しております自己株式16,784,365株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.98%)があります。

2 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成27年9月25日付(報告義務発生日 平成27年9月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、当第2四半期会計期間末現在において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	10,466,500	3.73
シュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グ レシャム・ストリート31	5,185,214	1.85
シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グ レシャム・ストリート31	4,510,600	1.61
シュローダー・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド	香港 クイーンズウェイ 88、 ツー・パシフィック・プレイ ス 33階	330,200	0.12

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,784,300		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 263,591,600	2,635,916	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 206,215		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,635,916	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式65株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3-6-2	16,784,300		16,784,300	5.98
計		16,784,300		16,784,300	5.98

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,528	44,268
預託金	26,267	35,167
顧客分別金信託	25,105	34,405
その他の預託金	1,161	761
トレーディング商品	198,053	245,495
商品有価証券等	195,803	242,013
デリバティブ取引	2,250	3,481
約定見返勘定	-	20,640
信用取引資産	38,758	59,194
信用取引貸付金	35,985	46,176
信用取引借証券担保金	2,773	13,018
有価証券担保貸付金	79,468	149,456
借入有価証券担保金	79,468	149,456
立替金	95	27
短期差入保証金	9,675	11,091
短期貸付金	98	119
有価証券	10	-
未収収益	1,744	1,648
繰延税金資産	1,283	421
その他	3,378	1,518
貸倒引当金	35	45
流動資産合計	415,327	569,004
固定資産		
有形固定資産	8,841	8,877
無形固定資産	2,130	1,901
投資その他の資産	31,806	31,493
投資有価証券	26,786	26,295
長期差入保証金	1,969	2,002
退職給付に係る資産	2,411	2,542
その他	1,988	2,000
貸倒引当金	1,349	1,348
固定資産合計	42,778	42,271
資産合計	458,106	611,275

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	70,125	170,710
商品有価証券等	63,271	165,028
デリバティブ取引	6,854	5,681
約定見返勘定	10,901	-
信用取引負債	10,674	10,437
信用取引借入金	7,810	8,959
信用取引貸証券受入金	2,864	1,478
有価証券担保借入金	4,805	64,683
有価証券貸借取引受入金	3,805	64,683
現先取引借入金	999	-
預り金	24,468	37,684
受入保証金	7,230	11,368
短期借入金	98,228	96,552
短期社債	8,300	8,300
1年内償還予定の社債	37,701	32,690
未払法人税等	2,558	1,619
賞与引当金	3,807	2,212
役員賞与引当金	101	23
その他	4,082	3,505
流動負債合計	282,986	439,788
固定負債		
社債	6,103	4,710
長期借入金	7,800	7,800
繰延税金負債	1,792	1,340
役員退職慰労引当金	104	76
退職給付に係る負債	547	500
その他	1,031	1,026
固定負債合計	17,379	15,453
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	388	437
特別法上の準備金合計	388	437
負債合計	300,755	455,679

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,469	33,474
利益剰余金	82,140	84,662
自己株式	3,639	6,419
株主資本合計	147,970	147,717
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,978	3,010
為替換算調整勘定	69	139
退職給付に係る調整累計額	2,614	2,497
その他の包括利益累計額合計	6,663	5,647
新株予約権	196	265
非支配株主持分	2,522	1,965
純資産合計	157,351	155,595
負債純資産合計	458,106	611,275

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業収益		
受入手数料	21,638	19,008
委託手数料	9,468	9,126
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	301	232
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	8,743	6,460
その他の受入手数料	3,125	3,189
トレーディング損益	15,533	16,020
金融収益	1,817	1,592
営業収益計	38,989	36,620
金融費用	786	582
純営業収益	38,203	36,037
販売費及び一般管理費		
取引関係費	5,334	6,322
人件費	13,628	12,800
不動産関係費	2,989	2,973
事務費	2,982	3,287
減価償却費	909	919
租税公課	315	450
貸倒引当金繰入れ	-	8
その他	793	826
販売費及び一般管理費合計	26,952	27,589
営業利益	11,250	8,448
営業外収益		
受取配当金	456	341
受取家賃	299	294
持分法による投資利益	744	714
投資事業組合運用益	87	256
その他	137	75
営業外収益合計	1,725	1,681
営業外費用		
投資事業組合運用損	22	40
固定資産廃棄損	17	-
為替差損	-	18
その他	6	7
営業外費用合計	46	67
経常利益	12,929	10,062

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券売却益	6	1,471
新株予約権戻入益	0	-
特別利益合計	7	1,472
特別損失		
投資有価証券売却損	-	4
有価証券評価減	1 8	1 0
ゴルフ会員権評価損	0	-
金融商品取引責任準備金繰入れ	45	48
特別損失合計	53	53
税金等調整前四半期純利益	12,883	11,481
法人税、住民税及び事業税	3,604	2,545
法人税等調整額	669	956
法人税等合計	4,273	3,502
四半期純利益	8,609	7,978
非支配株主に帰属する四半期純利益	110	123
親会社株主に帰属する四半期純利益	8,498	7,855

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	8,609	7,978
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	382	968
為替換算調整勘定	56	69
退職給付に係る調整額	63	116
その他の包括利益合計	263	1,015
四半期包括利益	8,872	6,963
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,762	6,839
非支配株主に係る四半期包括利益	110	123

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	12,883	11,481
減価償却費	909	919
持分法による投資損益(は益)	744	714
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	152	355
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1	27
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	8
受取利息及び受取配当金	2,274	1,933
支払利息	786	582
有価証券評価損益(は益)	28	20
投資有価証券売却損益(は益)	6	1,467
ゴルフ会員権評価損	0	-
固定資産売却損益(は益)	-	0
新株予約権戻入益	0	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	1,999	9,300
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	4,185	47,441
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	1,016	100,584
信用取引資産の増減額(は増加)	11,293	20,435
信用取引負債の増減額(は減少)	2,336	237
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	138,562	69,988
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	83,536	59,877
預り金の増減額(は減少)	19,454	13,202
受入保証金の増減額(は減少)	4,776	4,138
その他の資産の増減額(は増加)	12,032	19,351
その他の負債の増減額(は減少)	44,252	12,732
小計	30,872	6,809
利息及び配当金の受取額	2,233	1,497
利息の支払額	768	436
法人税等の支払額	7,217	3,612
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,119	4,256

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	362	299
有形固定資産の売却による収入	-	23
無形固定資産の取得による支出	300	464
投資有価証券の取得による支出	1,174	1,022
投資有価証券の売却による収入	879	2,651
差入保証金の差入による支出	92	89
差入保証金の回収による収入	34	44
その他	59	446
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,075	395
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	15,244	1,676
長期借入れによる収入	6,300	-
短期社債の発行による収入	22,100	24,600
短期社債の償還による支出	22,100	24,600
社債の発行による収入	26,032	18,702
社債の償還による支出	8,938	25,193
ストックオプションの行使による収入	20	40
自己株式の取得による支出	-	2,822
自己株式の純増減額（は増加）	1	1
非支配株主への払戻による支出	-	662
配当金の支払額	3,722	5,333
非支配株主への配当金の支払額	11	17
その他	109	134
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,324	17,098
現金及び現金同等物に係る換算差額	59	85
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	28,308	12,360
現金及び現金同等物の期首残高	39,141	56,039
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 67,449	1 43,679

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結会計期間より、新たに設立した子会社1社を連結範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとしております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金	67,938百万円	44,268百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	488	588
現金及び現金同等物	67,449	43,679

2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益は、投資有価証券に係る評価減であります。

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,722	14.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,723	14.00	平成26年9月30日	平成26年11月28日

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,333	20.00 (うち記念配当 4.00)	平成27年3月31日	平成27年6月29日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,693	14.00	平成27年9月30日	平成27年11月27日

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年7月31日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、自己株式3,000,000株(取得価額2,822百万円)の取得を行いました。これを主な要因として、当第2四半期連結累計期間において、自己株式が2,780百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成27年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)信用取引資産	38,758	38,758	
(2)有価証券担保貸付金	79,468	79,468	
(3)商品有価証券等(負債)	63,271	63,271	
(4)約定見返勘定(負債)	10,901	10,901	
(5)有価証券担保借入金	4,805	4,805	
(6)預り金	24,468	24,468	

(注) (1)信用取引資産、(2)有価証券担保貸付金、(4)約定見返勘定～(6)預り金の時価の算定方法
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等の時価の算定方法
内規による時価算定基準によっております。

当第2四半期連結会計期間末(平成27年9月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)約定見返勘定(資産)	20,640	20,640	
(2)信用取引資産	59,194	59,194	
(3)有価証券担保貸付金	149,456	149,456	
(4)商品有価証券等(負債)	165,028	165,028	
(5)有価証券担保借入金	64,683	64,683	
(6)預り金	37,684	37,684	

(注) (1)約定見返勘定～(3)有価証券担保貸付金、(5)有価証券担保借入金、(6)預り金の時価の算定方法
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、約定見返勘定は負債残高から資産残高になっております。

(4)商品有価証券等の時価の算定方法
内規による時価算定基準によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成27年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	114,910	528	528
	買建	84,282	28	28
金利	債券先物取引			
	売建	14,524	53	53
	買建	1,619	0	0
株式	株価指数先物取引			
	売建	33,168	1,013	1,013
	買建	852	1	1
	株価指数オプション取引			
	売建	975	18	0
	買建	3,550	1	1

当第2四半期連結会計期間末(平成27年9月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	63,181	549	549
	買建	27,988	2	2
金利	債券先物取引			
	売建	28,868	77	77
	買建	19,518	12	12
株式	株価指数先物取引			
	売建	9,347	294	294
	買建	4,107	54	54
	株価指数オプション取引			
	売建	21,951	298	119
	買建	9,421	137	14

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	31円96銭	29円56銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	8,498	7,855
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	8,498	7,855
普通株式の期中平均株式数(株)	265,919,973	265,755,004
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	31円87銭	29円52銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	775,689	356,109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第104期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)中間配当について、平成27年10月30日開催の取締役会において、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	3,693百万円
1株当たり中間配当金	14円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年11月27日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。